

文書番号：MEI-3001

制定日：2015年7月9日

改訂日：2023年8月23日

改訂符号：c

標題：環境調和製品評価規程

環境調和製品評価規程

第1条〔目的〕 企業が地球環境に配慮し、かつ、持続的に発展するには、環境負荷の少ない資材を調達し、効率的生産を迫及し、環境に調和した製品を製造、販売することが求められる。このような社会の要請にこたえ、業界独自に環境に調和する製品を積極的に評価する制度を設けることにより、企業の健全な発展に寄与するとともに、(一社)日本機械工具工業会の社会的責任を果たして行くことを目的とする。

※資材調達、生産、販売を網羅的に捉える。

※本認定品は、欧州 RoHS 規制を踏まえている。

第2条〔対象製品及び認定基準〕 認定の対象となる製品及び認定の基準は、別に定める環境調和製品認定基準による。

②認定基準は3年ごとに見直すものとする。又必要に応じて見直す。

第3条〔申請〕 申請は随時行うことができる。認定を希望する企業は、企業申請料 11,000 円(税込)及び審査料1件あたり 1,100 円(税込)を添えて、別に定める申請用紙と必要書類を添えて(一社)日本機械工具工業会事務局へ申請する。ただし、会員企業の企業申請料、審査料は無料とする。

第4条〔認定〕 応募のあった製品の認定は、(一社)日本機械工具工業会が設置する環境委員会の中に組織される環境調和製品認定委員会で行うものとする。

第5条〔発表〕 認定結果は、申請者に知らせる。認定製品は(一社)日本機械工具工業会ホームページに掲載する。

第6条〔名称〕 名称は、一般社団法人日本機械工具工業会 環境調和製品、略称 JTA ECO PRODUCT とする。

第7条〔環境ラベル〕 認定された製品に貼付する環境ラベルのひな形は、(一社)日本機械工具工業会が提供する。環境ラベルには認定した年と通し番号を明記する。

②カタログ等印刷物を利用した表示方法についてはひな形に準じるものとする。

③表示は、その評価点数に応じ3段階のラベルを用いるものとする。